

令和7年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人伯耆の国
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和7年10月1日、2日、3日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。
- ・前回の指導監査で指摘した事項で未改善のものがあるので、改善のための措置を講じること。
- ・社会福祉事業から公益事業に繰り入れをして赤字補填を行っている公益事業の見直しを図ること。

文書指摘事項				是正・改善状況報告								
1	社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、特養拠点区分において決算額が予算額を超過している科目があった。 (具体例) (単位:円) <table><tr><td>勘定科目</td><td>予算</td><td>決算</td><td>差異</td></tr><tr><td>手数料支出</td><td>376,000</td><td>663,560</td><td>△287,560</td></tr></table> については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。 なお、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくべきものであるので留意すること。 なお、本件指定は、過去に複数回、同様の文書指摘をしており、その際、貴法人は、「予算とのずれがないよう補正対応する。」旨の回答をしているにもかかわらず改善されていない。発生した原因を分析し、再発防止策を講じて必ず改善すること。 (留意事項2 (2)) (経理規程第15条及び第21条)			勘定科目	予算	決算	差異	手数料支出	376,000	663,560	△287,560	指摘を受け、3月に補正予算を作成し予算変更を行いました。確認等に十分な時間が取れず、結果的に未請求分の漏れや振替見込の予算計上が発生した。 今後は、予算変更に際して見込額の精査、内容の再確認等を行い、また、3月補正については、特に早期着手を行い、担当者に任せることなく課としてのチェック機能の充実を図り、正確な金額による補正予算作成と再発防止に努める。
勘定科目	予算	決算	差異									
手数料支出	376,000	663,560	△287,560									
2	令和6年度特養拠点区分において借り入れた長期運営資金借入金(35,000,000円)について、借入目的を「法人本部の運営に必要な資金の内、他拠点から繰入でも不足する資金を確保するため」としていながら、法人本部ではなく、特養拠点において会計処理を行っていた。			特養拠点から繰入した法人本部拠点区分は収入を生み出さない拠点であり借入しても返済は不可能であり他拠点からの繰入が必要であった。 現状の法人の経営状態は、長期・								

文書指摘事項	是正・改善状況報告
また、借入金額、償還期間等の借入金の概要は議案として示されていたものの、何を財源として償還期間内に返済するのか、これまでの借入金の返済と併せて健全な法人運営を維持しながら返済することが可能なのか、従来どおりの運営で返済が難しい場合は何を改めるのかなどを十分に審議・決議できる情報を理事会に示さないまま、決議をしていた。 ついては、借入金の使途、借入目的に応じた拠点区分に応じて借入及び償還に係る会計処理を行うこと。 また、借入にあたっては、経理規程に基づき具体的な返済計画（償還計画や資金計画等）を理事会にも示した上で借入金が健全な法人運営に影響を及ぼすことがないよう、十分な審議を行うこと。 なお、本件指摘は前回の文書指摘であるので、必ず改善状況を報告すること。 (留意事項8)(経理規程第38条)	短期借入金が必要な状況にある。 今後、円滑な法人運営のため長期借入金の繰上償還(基金取崩)や食事提供方法の見直し(調理済食品の導入)、人件費の見直し、稼働率の向上等、収支の健全化に向け具体的な取り組みを進める。 借入を行うに当たっては、借入金の目的、借入金の総額はもとより、詳細な借入金返済計画表を作成して借入金の返済額、返済期日、返済期間、返済にかかる利息などを計算する。 また、返済を滞りなく行うためにも、どの財源を借入金の返済に充てることができるのか、その場合、返済することにより社会福祉事業に影響を及ぼすことはないかなども十分検討して返済計画を作成する。 今後は、作成した返済計画(償還計画や資金計画等)を理事会、評議員会で提示して借入金の必要性、償還計画の妥当性、法人運営の安定的な経営について、法人内部で議論する。
3 社会福祉事業区分の特養拠点のゆうらくサービス区分の中に、他法人に食事を提供する事業が含まれていた。 なお、本件については、令和7年6月、評議員会において定款変更が議決されているにも関わらず、定款変更申請がされていない。 ついては、当該事業について速やかに定款変更申請を行うこと。 また、本件指摘は過去に複数回、文書指摘している事項であるので、必ず改善すること。 (法第26条)(会計省令第10条) (経理規程第6条)	他法人食事提供について定款変更議決後、事務の滞りにより申請をしていなかった。 早急に定款変更申請を行う。
4 公益事業（南部町地域共生社会実現拠点受託事業拠点区分）は、平成30年度の事業開始以降、経常活動増減差額の赤字が継続しており、赤字補填のために社会福祉事業から毎年事業区分間繰入金を繰り入れている。 このことについて、当該事業に必要な財源の確保等について受託者である町や関係機関と協議を行うなど、改善に努めているところで	当該公益事業は赤字部門であることから、事業に必要な財源について町と協議しているが、財源確保ができていない状況である。今後も事業の必要性を町と共有し財源確保を要望するとともに、事業の見直しをはじめ、人件費削減や無駄な支出がないか検証する。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
	ある。 なお、繰入元の社会福祉事業（特養拠点区分）には、令和5年度に借入した長期運営資金借入金（30,000,000円）、令和6年度に借入した長期運営資金借入金（35,000,000円）があるなど、今後は長期にわたり借入金を償還することとなっている。 ついては、引き続き当該公益事業の適正な経営に努めていただくとともに、法人全体の運営の健全化を早急に図り、公益事業への繰入が発生したとしても社会福祉事業に支障を来すことがないように、中長期的な改善計画を策定するなど、経営改善のための検討や具体的な措置を講じること。 なお、本指摘は前回の口頭指摘事項であるので、指摘に対して改善されなかった要因を分析の上、併せて報告すること。 （法第26条）	また、長期運営資金借入金なくして法人運営がままならない状況に陥っている現状を鑑み、公益事業へ繰入により社会福祉事業に影響を及ぼすことはないかなども十分検討し、法人運営の中長期計画を早急に策定するとともに、今後の法人の経営の在り方について、法人内部で議論し、中期的展望のなかで収支の改善が可能となる計画と実行に向けた取組みを推進する。 その一環として、借入金繰上償還、食事提供の見直しを行い、令和8年度からその効果が現れると考えている。
5	固定資産管理台帳に1個又は1組の金額が10万円未満の資産が固定資産として含まれているものがあった。 ついては、1個又は1組の金額が10万円未満の資産は固定資産に含めず、費用処理すること。 本件指摘は前回の口頭指摘事項であるので、資産の種類・名称や管理区分等、固定資産管理台帳の再点検を行い、必ず改善すること。 （経理規程第47条3項）	固定資産管理台帳の再点検を行い、1個又は1組の金額が10万円未満の資産は固定資産に含めず、費用処理を行う。
6	小口現金の限度額は、サービス区分ごとに10万円と規定されているが、残金が10万円を超えている日が見受けられた。 ついては、小口現金は限度額以内で取り扱うこと。 なお、限度額以内での取り扱いが困難な事情がある場合は、その特別な事情を明らかにした上で、現金の取扱に支障のない必要最小限の範囲内で規程の見直しを検討すること。 （経理規程第28条3項）	残金が10万円を超えたサービス区分について取扱件数が多く、物価高騰に伴い購入単価も上がっており限度額を超える日が生じ、限度額以内での取り扱いが難しくなっているため、当該サービス区分について限度額を15万円にするよう規定規程の見直しを検討する。